八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内の屋外広告物等の所有者等に対し、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、八王子市景観計画に定める景観計画区域において不適格な既存屋外広告物の更新を促進し、もって景観を適正化することを目的とし、市が予算の範囲内において交付する補助金について、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和３５年八王子市規則第１９号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 屋外広告物等　屋外広告物法（昭２４年法律第１８９号）第２条第１項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(2) 撤去　屋外広告物等の全部又は一部を取り去る行為をいう。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、八王子市景観計画（八王子市景観条例（平成２３年八王子市条例第１０号）第７条に規定する景観計画をいう。）に定める屋外広告物の表示等に関する重点地区ごとの基準に適合しない既存の屋外広告物等の撤去を行う事業とし、当該屋外広告物等を撤去した痕の部分補修も含む。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象事業に要する経費とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

(1) 品質の向上等に要する経費

(2) 撤去等に伴う許認可に要する経費

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、前条の補助対象経費の９／１０以内とし、８０万円を上限とする。ただし、この額に１,０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助対象者）

第６条　補助の対象となる者は、屋外広告物等の所有者若しくは広告主とし、次の各号

に定める要件をすべて満たす者とする。

(1) その者に課せられた本市の市税のうち、当該補助金の交付の申請日以前に納期が到来した税額を完納しているか、非課税であること。

(2) 本市の他の類似する補助金等の交付を受けていないこと。

(3) 八王子市暴力団排除条例第２条に規定するものでないこと。

（事前協議）

第７条　前条に規定する補助対象者のうち、補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、補助金の交付申請を行う前に、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付事前協議書（様式第１号）を市長に提出し、協議を行わなければなければならない。

２　事前協議に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

(1) 案内図

(2) 配置図（屋外広告物等の位置を示したもの）

(3) 補助対象事業の内容がわかる図面（意匠図、立面図）又は仕様書

(4) ２者以上の工事見積書の写し（内訳を含む。）

(5) 当該屋外広告物等の現況及び全体が分かる写真

(6) 所有者と広告主が異なる場合は、所有者の承諾書

３　市長は、第１項に規定する事前協議書の提出があったときは、申請者と協議を行い、必要な意見を添えて、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付事前協議結果通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第８条　前条に定める事前協議の結果、補助金交付の要件に適合する旨の通知を受けた申請者は、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付申請書（様式第３号）に必要な書類を添えて、工事着手前に、市長に提出しなければならない。

２　申請に当たっては、次の書類を添付しなければならない。ただし、事前協議が調い、事前協議時から補助対象事業の内容に変更が無い申請については、書類の一部を省略できるものとする。

(1) 案内図

(2) 配置図（屋外広告物等の位置を示したもの）

(3) 補助対象事業の内容がわかる図面（意匠図、立面図）又は仕様書

(4) ２者以上の工事見積書の写し（内訳を含む。）

(5) 当該屋外広告物等の現況及び全体が分かる写真

（交付の決定）

第９条　市長は、前８条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付決定通知書（様

式第４号）により、申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、これに条件を付すことができる。

３　市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、速やかにその旨を八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）にて申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更・中止等）

第１０条　第９条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、補助金の交付決定に係る事項を変更しようとするとき、又は中止しようとするときは、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業変更・中止申請書（様式第６号）に、変更又は中止の内容がわかる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の変更・中止申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認したときは、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業変更・中止承認通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第１１条　申請者は、補助対象事業等を完了したときは、完了の日の翌日から起算して３０日以内に、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業完了報告書（様式第８号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　完了報告に当たっては、次の書類を添付しなければならない。

(1) 工事契約書及び内訳書の写し

(2) 領収書又は清算書の写し

(3) 施工写真（屋外広告物等の撤去前及び撤去後が確認できるもの）

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を確定し、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付額確定通知書（第９号様式）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第１３条　前条に定める補助金交付額確定通知書を受けた申請者は、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付請求書（第１０号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第１４条　市長は、前条に定める請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第１５条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

(5) 補助金等の交付の手続等に関する規則及び他の法令に違反したとき。

(6) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項に定める補助金の交付決定の取り消しをしたときは、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付決定取消通知書（第１１号様式）により申請者に通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金返還請求書（第１２号様式）によりその返還を請求するものとする。

（報告及び検査等）

第１６条　市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（補助対象事業の実施期間）

第１７条　申請者は、第３条に規定する補助対象事業を平成３１年２月２８日までに完了しなければならない。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成３０年１２月１日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

八王子市長 様

協議者　住所

氏名　　㊞

電話

八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付事前協議書

八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付要綱第７条第１項の規定により、事前協議書を提出します。

<table>
<tr><td colspan="2">屋外広告物等の所在地</td><td colspan="6">八王子市</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助対象事業内容</td><td colspan="6">□　屋外広告物の撤去　　□　掲出物件の撤去
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象となる
屋外広告物等</td><td rowspan="2">種別</td><td colspan="2">土地に設置する屋外広告物</td><td>基</td><td colspan="2">屋上広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面広告物</td><td>基</td><td colspan="2">突出広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td rowspan="4">規模</td><td>No.</td><td>縦（メートル）</td><td>横（メートル）</td><td>面数</td><td colspan="2">合計面積</td></tr>
<tr><td>（1）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（2）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>（3）</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事予定期間</td><td colspan="6">年　　月　　日 ～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事見積額</td><td colspan="6">（1）　　円　（2）　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="6">（1）案内図
（2）配置図（広告物等の位置を明示したもの）
（3）補助対象事業の内容がわかる図面（意匠図、立面図）又は仕様書
（4）２者以上の工事見積書の写し（内訳を含む）
（5）当該屋外広告物等の現況及び全体が分かる写真
（6）所有者と広告主が異なる場合は、所有者の承諾書</td></tr>
</table>

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

八王子市長　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付申請書

下記のとおり補助金の交付を受けたいので、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付要綱第８条の規定により、必要な書類を添えて申請します。

なお、私は市税の滞納がなく、暴力団でないことを宣言し申し添えます。

記

<table>
<tr><td>屋外広告物等の所在地</td><td colspan="4">八王子市</td></tr>
<tr><td>補助対象事業内容</td><td colspan="4">□　屋外広告物の撤去
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外広告物等の種別</td><td>土地に設置する屋外広告物</td><td>基</td><td>屋上広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td>壁面広告物</td><td>基</td><td>突出広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td>補助金交付申請額</td><td colspan="4">円　　（※上限８０万円）
（補助対象経費総額　　円×９／１０　千円未満切り捨て）</td></tr>
<tr><td>工事予定期間</td><td colspan="4">年　　月　　日 ～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工事施工予定者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">住所</td><td colspan="2">電話</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">□　案内図　　□　配置図
□　補助対象事業の内容がわかる図面又は仕様書
□　当該屋外広告物等の現況及び全体が分かる写真
□　工事見積書の写し　　※今回省略するものにチェック</td></tr>
</table>

確認同意書

上記申請にあたり、私は市税の納税及び課税状況並びに暴力団の利益となる使用であるかを確認する必要がある場合は、関係機関へ照会することについて同意します。

申請者氏名　　㊞

様式第６号（第１０条関係）

年　　月　　日

八王子市長　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業変更・中止申請書

　　年　月　日付　八整ま収第　号　により交付決定を受けた補助対象事業について、次のとおり内容を　変更・中止　したいので、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、必要な書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td>屋外広告物等の所在地</td><td colspan="4">八王子市</td></tr>
<tr><td>補助対象事業内容</td><td colspan="4">□　屋外広告物の撤去　　□　掲出物件の撤去
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外広告物等の種別</td><td>土地に設置する屋外広告物</td><td>基</td><td>屋上広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td>壁面広告物</td><td>基</td><td>突出広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td>変更・中止の理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>変更内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>変更後の工事予定期間</td><td colspan="4">年　　月　　日 ～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">補助金交付予定額</td><td colspan="2">変更前</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更後の申請額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">□　図面又は仕様書（変更部分を赤で表示したもの）
□　工事見積書の写し（変更後の申請額が確認できるもの）
□　その他（　　）</td></tr>
</table>

様式第８号（第１１条関係）

年　　月　　日

八王子市長　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業完了報告書

年　月　日付　八整ま収第　　号　により交付決定・変更承認を受けた補助対象事業が完了したので、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付要綱第１１条の規定により、必要な書類を添えて報告します。

<table>
<tr><td>屋外広告物等の所在地</td><td colspan="4">八王子市</td></tr>
<tr><td>補助対象事業内容</td><td colspan="4">□　屋外広告物の撤去　　□　掲出物件の撤去
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">屋外広告物等の種別</td><td>土地に設置する屋外広告物</td><td>基</td><td>屋上広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td>壁面広告物</td><td>基</td><td>突出広告物</td><td>基</td></tr>
<tr><td>完了年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>補助金交付予定額</td><td colspan="2">円</td><td colspan="2">（補助対象経費総額　　円）</td></tr>
<tr><td>添付書類</td><td colspan="4">（１）工事契約書及び内訳書の写し
（２）領収書又は清算書の写し
（３）施工写真（屋外広告物等の撤去前、撤去後が確認できるもの）</td></tr>
</table>

様式第１０号（第１３条関係）

年　　月　　日

八王子市長　様

申請者　住所

氏名　　㊞

電話

八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付請求書

年　月　日付　八整ま収第　　号　により交付確定のあった補助対象事業について、八王子市屋外広告物景観適正化更新促進事業補助金交付要綱第１３条の規定により、次のとおり請求します。

屋外広告物等の所在地	八王子市			
屋外広告物等の種別	土地に設置する屋外広告物	基	屋上広告物	基
	壁面広告物	基	突出広告物	基
補助金請求額	円　（確定通知書の額）			

上記の支払金については、下記の指定口座に振り込みされるよう依頼します。

	金融機関名	金融機関コード	支店名	店舗コード
指定口座	銀行・信金 信組・農協		支店 出張所	

預金種目	口座番号（右詰め）	口座名義（カタカナで通帳のとおりにすべて記入してください）
1普通 2当座		